

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年7月15日開催 日本損害保険協会〕

### 1. 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 今回の災害に対し静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、東海財務局、中国財務局及び九州財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出。
- 被災地で営業している各社におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立った、きめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

### 2. ビジネスモデル（商品戦略含め）の対話結果について

- 各社におかれては、新型コロナの拡大防止や補償の充実等、継続的に様々な対応をいただいております。改めて御礼を申し上げます。東京都が7月12日より8月22日まで緊急事態措置を実施すべき区域となり、沖縄県でも同措置を実施すべき期間が同日まで延長された。引き続き対応をお願いしたい。
- 昨事務年度においては、新型コロナの拡大等による事業環境や顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題とその対応状況について対話を行った。
- 本年2月以降、大手社に加えて一部の中堅社やダイレクト社とも対話を行ったので、そうしたアップデートを中心に所感を申し上げます。

#### 【新型コロナの足元の業績への影響について】

- 2021年度決算を見ると、国内事業に関しては、大手社だけでなく中堅社についても、傷害保険、海上保険等の減収があったものの、自動車事故の減少により、損害率が改善することで増益となった社も多く、総じて影響は軽微と認識している。

- そうしたなか、非対面募集を含めたデジタル化への対応が重要だと考えている。この点、大手社においては以前からデジタル化に積極的に取り組んでおり、その動きは一層加速している。他方で、中堅社の多くは、デジタル化の取組みが緒についたばかりで、今後どのように業務の効率化や顧客の利便性に活かしていくかが課題であると認識している。
- また、業務フローの大きな変化に伴う新たなリスクへの対応や、デジタル化に対応できない顧客や代理店にどのように対応していくか、といった課題については、大手社と中堅社で共通に見られた。

#### 【商品戦略について】

- 新型コロナへの対応について、大手社・中堅社ともに、事業者向けの休業補償や費用補償、国内旅行等を対象とした費用補償などに対応した商品開発が見られた。
- 他方で、コロナ後のデジタル化や新たな生活様式への対応等の顧客ニーズに対応し、大手社・中堅社ともに、サイバー攻撃に対する費用への補償や、テレワーク中の情報漏洩等の勤務環境の多様化に伴うリスクへの補償などの商品を開発していると認識している。引き続き、顧客ニーズを踏まえた商品の開発をお願いしたい。

#### 【今後のモニタリング方針等について】

- 中長期的な課題として、自然災害の激甚化や自動車市場の縮小といった事業環境の変化に対して現状のビジネスモデルが持続可能なものとなっているか、事業環境や顧客ニーズの変化に即した商品開発が行われているかについて、対話を実施する。
- また、新型コロナが終息した後も、非対面募集を望む顧客の増加による業務フローの変化等が予想される。それに伴う新たなリスクへの対応も含め、先程申し上げた昨事務年度の課題への対応について引き続き対話を実施する。

### 3. グループガバナンスについて

- 本年2月の意見交換会においても申し上げたとおり、海外子会社に対するガバナンス機能については、体制整備は各グループとも対応が進む一方、その実効性の確保のためには道半ばの部分が多量ならずあったことから、モニタリングを継続するとともに、監督カレッジの場においても、海外当局との間で情報交換を行った。
- 海外子会社による買収案件においては、デューデリジェンス、PMI (Post Merger Integration)、その後の経営管理といった一連の買収プロセスへのグループ本社の関与不足等により、買収後の保険引受管理が適切に行われていなかった事例があった。各社とも、グループ本社だけでなく海外子会社による M&A も展開しているところであり、グループ本社が買収前・買収後のプロセスに適切に関与しているか、改めて確認いただきたい。
- また、海外子会社のみならず孫会社等も含めた適切なガバナンスの観点からは、グループ内会社の内部監査を含む個々の内部統制を、グループ共通の目線で評価・改善するなど、現場レベルにまで踏み込んだガバナンスが重要である。本年2月以降、対象となった各グループとの間で対話を行い、孫会社等も含めたグループ内部統制の評価・改善の重要性を改めて共有させていただいた。今後、経営陣が、こうしたガバナンス態勢の構築や遂行における自らの役割をしっかりと果たし、さらなる高度化に取り組んでいただきたい。
- 今事務年度においては、引き続き、改正監督指針等に基づき、こうした課題に対する取組み状況について、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながらモニタリングを実施していく。また、新型コロナについても終息がなかなか見えない中、トップラインへの影響を中心に、各社の海外子会社の収支への影響を注視していきたい。

### 4. 内部監査モニタリング結果について

- 内部監査については、リスクベースかつフォワードルッキングに、組織活動の有効性等について客観的・独立的な保証や助言等を提供することによ

り、組織体の価値を高めていくという使命を適切に果たす必要がある。そのため、急激な環境の変化に応じた内部監査態勢の高度化を不断に行っていくことが重要である。当庁では、このような認識のもと、大手保険会社を中心に、各社の高度化に向けた取組み等について、継続的にモニタリングを行っているところ。

- 昨事務年度は、大手保険会社に対しては、先ほど申し上げた IAIGs 等向けモニタリングレポートに示した着眼点を含めた「グループ監査の高度化」のほか、「新型コロナにおける監査対応・取組み」「コンダクト・リスク及び企業文化監査」の3項目を全社共通のテーマとして対話を行ったので、本日は、主なモニタリング結果について紹介したい。

#### 【グループ監査の高度化について】

- 子会社の監査品質等に関する独自の「成熟度モデル」を設定し、成熟度に留意した子会社管理を行うといった先進的な取組みを行っている社が見られた一方、監査品質の IIA 国際基準への適合状況について、その一部のみしか確認を行っていないなど、十分に確認を行っていない社も見受けられた。
- また、買収後長年に亘り内部監査部門が設置されていなかった子会社に対して、買収後、一度も親会社からの直接監査を実施していない、といった事例も見られた。
- さらに、海外監査人材については、海外保険事業に関する知見の蓄積が不足しているなどの課題も散見されている。海外子会社の経営陣等と対等に渡り合える監査人材の育成・確保は容易ではないものの、各社ともこうした取組みを不断に行っていくことが重要である。

#### 【新型コロナにおける監査対応・取組みについて】

- 各社ともリモート監査の導入など、新たな監査手法の導入等に取り組んでいることが確認できたが、従来の立入監査と同等の実効性を維持できているかを不断に検証していく必要がある。また、RPAやAI等のテクノロジーの活用については、例えばBIツールの導入・試行を開始した社が見られたものの、各社ともこうした取組みは緒につい

たばかりであり、今後、加速していくことが重要と考えている。

#### 【コンダクト・リスク監査等について】

- 近年、保険業界においては、生保を中心として、不適切な乗換募集の問題や、営業優績者による大型不祥事件が発覚するなど、従来ではあまりスポットの当たらなかったリスクが顕在化している。このようなコンダクト・リスクを低減するためには、社員等の行動に影響を与える企業文化をステークホルダーの要求を満たすものにしておく必要がある。
  - こうした中、各社とも企業文化に着目した監査を実施あるいは検討していることが確認されたが、こうした取組みは緒についたばかりであり、リスクの予兆の把握・管理の強化とあわせ、今後も継続・高度化を行っていくことが重要である。
- このほか、大手社以外の中小社に対してもモニタリングを行ったが、中小社の多くは、形式的にルール違反等をチェックする準拠性監査からリスクベースの監査への転換を図っている途上にあり、人材面や態勢整備に多くの課題を抱えている実態が見受けられた。
- 当庁としては、今事務年度も、内部監査の高度化に向けた取組みについて、対話を引き続き実施していくことを考えているので、今後も協力をお願いしたい。

#### 5. 気候変動にかかるシナリオ分析について

- 気候変動については、国際的に、各国監督当局が金融機関と連携し、NGFSでの共通認識に基づくシナリオ分析を実施する動きが広がっており、将来的にはNGFSのガイダンスに基づき気候変動リスクへの対応を監督することも考えられる。
- 我が国においても、サステナブルファイナンス有識者会議の報告書において、まずは大規模な金融機関を中心に共通シナリオを用いた試行的な取組みを進めることが提言されている。

- こうした動きを踏まえ、損保業界においては、先般より当庁や日本銀行と、大手損保3グループとで、シナリオ分析にかかる勉強会を開催しており、初回のシナリオ分析は、対象リスクを物理的リスクに限定した上で、2050年や2100年といった将来時点における特定災害を想定して、ストレステストに近い形で実施する予定。
- 将来的には、分析手法の高度化を図った上で、大手損保3グループ以外の社にも展開することを考えているが、今後どのように進めていくかについては、各社と対話をしながら検討してまいりたい。また、各社でシナリオ分析について意見等があれば、忌憚なく当庁にお寄せいただければありがたい。

#### 6. 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について

- 不確実性の高まった中で、コロナ後の新しい社会を築くために、社会のセーフティネットとして保険の役割は益々重要になると考えられる。その基盤として各社が能動的に自らのリスク管理を高度化していくことが求められるが、それを促すような監督制度を整備していくことも重要である。
- その観点で重要な役割を果たすと期待される経済価値ベースのソルベンシー規制について、昨年6月に有識者会議報告書を公表して以降、保険会社を含む関係者との対話や、フィールドテストの結果分析を通じ、各論点に関する検討を進めてきた。
- 2025年の導入に向けて、2022年に標準モデルを中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定するとお伝えしていたところであるが、今後さらに関係者との対話を深める観点から、6月末に、現時点の検討状況や論点を網羅的に整理した資料を金融庁ウェブサイトにて公表した。
- 検討すべき論点は多岐にわたっており、より良い制度を目指す上で、関係者のご理解、ご協力が欠かせないが、引き続き透明性をもって検討状況を示していき、保険会社との対話も一層密にしていきたいと考えている。
- なお、ESRについては、その仕様の複雑さに加えて、保険負債の評価に用いる発生率・死亡率といった前提条件等が保険会社自身の判断・見積りに委

ねられるという特性上、会社間での比較可能性が意図せず損なわれる可能性もある。こうした点を踏まえると、保険会社における計算・検証に関する態勢整備も極めて重要であると考えており、新たな制度を見据え、必要な準備を進めていただきたい。

## 7. 自賠責キャッシュレスの推進について

- 「自動車損害賠償責任保険」(自賠責)の保険料については、被害者保護のために無保険状態を回避する必要があることから、保険料の即収性を確保するため、これまでは、「現金のみ」で取り扱われてきた。
- 2019年9月、昨今のキャッシュレス決済の普及を踏まえて、損保協会内(自賠責保険固有業務PT)において、自賠責保険料の収受について、クレジットカードを用いたキャッシュレス化の検討を開始されたと承知。
- その結果、これを保険業法(第102条)に基づく「共同行為」として行いたいとして、本年5月、自賠責を取扱う損保会社の全社(21社)から事業方法書の変更認可申請があり、7月に認可したところ。
- その際、今後のキャッシュレス化の一層の進展等を見据え、クレジットカードに加えて、QRコード決済などにも対応できるよう認可した。
- 今後、関係各社におかれては、利用者利便の向上の観点から、システム開発等の準備にしっかりと取り組んでいただきたい。

## 8. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍することが普通である社会、障がい者と共に働くことが当たり前である社会の実現は、今後とも重要であると認識している。
- この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられた。
- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設

立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられており、特例子会社を設立している保険会社グループもあると承知している。

- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組みを進めていることを踏まえ、各社におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

#### 9. 兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、各社にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、本年 6 月 23 日に、貴協会に対し、会員各社への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、本年 7 月 1 日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各社の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくよう、よろしくお願いしたい。

## 10. LIBOR の公表停止に向けた対応について

- LIBOR については、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021 年 12 月末に公表が停止されることが確定している。12 月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である 9 月末までは 3 か月を切っている。
- 円 LIBOR からの秩序ある移行を進めるためには、円 LIBOR 参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関における LIBOR からの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

## 11. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策について

- FATF による第 4 次対日相互審査について、本年 8 月に報告書が公表される見込みである。審査団による指摘は、5 年間のフォローアップの中で官民が連携して対応していく必要があるということであり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与体制の高度化への取組みに協力いただきたい。

## 12. サステナブルファイナンスについて

- カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、2020 年 12 月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、本年 6 月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG 関連債に関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。また、6 月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリーン国際金融センターの実現を目指す」こと等が盛り込まれている。

- 損害保険会社については、自然災害の激甚化・頻発化が見られる中で、自社のリスク管理の強化のほか、取引先企業に対して、エンゲージメントを通じて、リスク低減策の実施など、気候変動対応や自然災害に係るレジリエンス強化を促す役割を期待。
- 足許でも、各社で取組みが進みつつあるものと承知しているが、引き続き、災害リスクへの対応といった皆様の強みを生かし、企業支援を含めた横断的な取組みを期待。

### 13. G20の動向について

- 7月9日から10日にかけてイタリア・ベネチアにて、G20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。
- 同会議で取り上げられた主要な論点のうち、気候変動、コロナ禍に得られた教訓、LIBORからの移行、について紹介する。

#### 【気候変動】

- まず気候変動に関しては、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表されたG20財務大臣中銀総裁の共同声明において、これらの議論への期待と歓迎が示されている。
- FSBからの3つの報告書は、具体的には、
  - ・ 一つ目として、気候関連開示の推進に向けた報告書であり、これはTCFD提言を基礎として、グローバルに一貫した比較可能な気候関連開示を推進することを目指している、
  - ・ 二つ目として、金融機関の気候リスクへのエクスポージャーに関するデータなど、気候関連金融リスクを評価するにあたってのデータの特定とデータギャップへの対処、
  - ・ 三つ目として、今申し上げた情報開示、データ、脆弱性分析に加え、規制監督上のアプローチの4つの分野について、今後複数年の気候関連金融リスクに関するFSBや基準設定主体等の取組みを整理したロードマップ、について取りまとめている。

- この他、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）も資金動員・リスク管理の両側面をカバーする広範なロードマップを本年 10 月の G20 に提出すべく取組みを進めている。

#### 【コロナ禍に得られた教訓】

- FSB から G20 へは、コロナ禍を通じて金融安定の観点から得られたこれまでの教訓に関する中間報告書が提出されている。同報告書は資本・流動性バッファの機能やノンバンク金融仲介（NBFII）については更なる検討が必要であるとしている。今後、FSB は 10 月に最終報告書を取りまとめることが予定されている。

#### 【LIBOR からの移行】

- 今回の G20 でも、本年末までの LIBOR から代替金利指標への秩序立った移行が重要であるという認識が再確認された。FSB からは LIBOR 移行に関する進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を加速するよう求めている。引き続き、本邦検討委員会の策定した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインやガイダンスに沿った対応をお願いしたい。

### 14. 保険監督者国際機構（IAIS）6月執行委会合等関連について

- 保険監督者国際機構（IAIS）は6月21～22日に執行委会合を、23日にグローバルセミナーを、24日にはGROラウンドテーブルをバーチャル形式で開催した。その結果概要について申し上げる。
- まず、IAISは、国際資本基準（ICS Version 2.0）については、コロナにかかわらず、2024年までのICSのモニタリング期間は予定どおりであり、延長する予定はないことを確認している。IAISはその旨を28日に公表したプレスリリースにおいても言及している。
- 次に、グローバルセミナーにおいて、IAISが戦略的に取り組むべきテーマについて業界との意見交換が行われた。具体的には、気候変動、デジタル化、サイバー強靱性、多様性・公平性・包摂などについて、議論が交わされた。

- また、同セミナーにおいては、グローバルモニタリング活動を活用したコロナのリスク評価の結果についても議論が交わされた。IAIS のリスク評価の結果概要は、コロナによる 2020 年春頃の金融市場の変動にかかわらず、各法域における政策に支えられて保険セクターは財務・業務の両面で強靱であったことを示唆している。
- さらに、GRO ラウンドテーブルにおいては、コロナへの監督上・政策上の対応のほか、今後の主な注目点として、低金利環境、信用リスクの増大、サイバーリスク、気候変動等について意見交換が行われた。
- ICS の対外秘報告、グローバルモニタリング活動（GME）について、コロナによる様々な制約にもかかわらず、データ提出に協力いただき、深く感謝申し上げます。

#### 15. IAIS における各種ガイダンスの公表について

- 今般の執行委において承認されたものを含め、統制機能の監督に関するアプリケーションペーパー、破綻処理権限及び計画に関するアプリケーションペーパー、マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に関するアプリケーションペーパー、保険会社のカルチャーに関するイシューズペーパー及び監督カレッジに関するアプリケーションペーパーが、現在公表及び市中協議にかけている。
- 公表されたペーパーについてご多忙の中コメントをいただき感謝。また市中協議中のペーパーについて、期限間近のものもあるが、意見等あれば提出いただけるとありがたい。

(以上)